

被災地域における被災農林漁家の雇用 (総合評価落札方式の運用)

令和7年4月

農林水産省 北陸農政局

被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保については、「令和6年能登半島地震」又は「令和6年9月20日からの大雨」の被災地域において、当該工事における雇用実績に応じて工事成績評定（事業（務）所長評価：社会性等）で加算評価を実施

- ◆ 1名以上の被災農林漁家を1ヶ月以上雇用した場合 → 2.5点を加点
- ◆ 3名以上の被災農林漁家を1ヶ月以上又は1名以上の被災農林漁家を3ヶ月以上雇用した場合 → 5点を加点
- ◆ 3名以上の被災農林漁家を3ヶ月以上雇用した場合 → 7.5点を加点

※「令和6年能登半島地震による被災地域における農業農村整備事業等の執行に係る運用について」（R6.3.1設計課長通知）
「令和6年9月20日からの大雨による被災地域における農業農村整備事業等の執行に係る運用について」（R6.10.17 設計課長通知）

【 地域の現状 】

- ・「令和6年能登半島地震」に係る本復旧工事及び「令和6年9月20日からの大雨」に係る応急仮復旧工事の発注が本格化となり発注件数が増加
- ・被災農林漁家の就労機会の円滑かつ効率的な確保が必要
- ・被災地域が奥能登及び中能登地方の広範囲にわたっており、復旧に携わる企業の確保が必要



◎被災農林漁家の就労機会確保及び復旧に携わる企業の参画を促進するため、総合評価落札方式の評価項目を新設



【 対応策 】

総合評価落札方式の企業評価項目に「被災地域における被災農林漁家の雇用実績」を追加し、被災農林漁家の就労機会確保し復旧に参画した企業実績を評価

対象	評価項目	評価基準	評価点
企業評価 ／過去3年間	被災地域における被災農林漁家の雇用実績 ／「令和6年能登半島地震」又は「令和6年9月20日からの大雨による災害」に係る被災者の雇用	3名以上の被災農林漁家を 1ヶ月以上雇用した	0.5点

対象型式：標準B型、簡易Ⅱ型 ⇒ 企業評価を行う全ての方式

【参考】被災者雇用の取組と評価のイメージ

手続開始年度の過去 3 年間の取組（発注機関は問わない。）を評価する。

